

医科点数表の解釈

平成30年4月版

Web追補 No.10 (平成31年3月号)

平成 31 年 3 月 8 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成31年2月28日 厚生労働省告示第51号 (平成31年3月1日適用)
 - 平成31年2月28日 保医発0228第1号 (平成31年3月1日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html
- 「平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」(平成 31 年 2 月 19 日医療課事務連絡)、「疑義解釈資料の送付について (その 12)」(平成 31 年 2 月 20 日医療課事務連絡)が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
- 「医療機器の保険適用について」(平成 31 年 1 月 31 日保医発 0131 第 3 号)により、「ABTHERA ドレッシングキット」は平成 31 年 2 月 1 日より暫定価格 92,158 円 (1 cm²当たり 22 円) で保険適用されました (平成 31 年 3 月 1 日以降の取扱いについては本追補参照)。

頁	欄	行	変更前	変更後
791	右	下から 5 行目	【次行に次のように追加】 (8) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、注の加算は適用しない。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (9) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、10日を限度として算定できる。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (10) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを用いて算定する場合にあつては、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1)	
858			【K000創傷処理の「1」(1,250点)、「2」(1,680点)又は「3」の「ロ」(2,400点)のいずれかを準用する項目として追加】 ◇ 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットの交換のみを目的として実施した場合は、K000創傷処理の「1」,「2」又は「3」の「ロ」のいずれかを準用して算定する。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1)	
1027			【K910-2内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術の所定点数(40,000点)を準用する項目として追加】 (1) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術を行った場合には、K910-2内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術の所定点数を準用して算定する。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (2) 無心体双胎に対するラジオ波焼灼術は、無心体双胎に対する十分な経験を有する医師の下で行われた場合に算定する。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1) (3) 無心体双胎に対する治療は、関連学会の適正使用指針に従って使用した場合に算定できる。■ (平31. 2. 28 保医発 0228 1)	
1275	—	上から 4 行目	(最終改正;平成30年11月30日 厚生労働省告示第406号) 【黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み】	(最終改正;平成31年2月28日 厚生労働省告示第51号)
1301	—	下から23行目	200 放射線治療用合成吸収性材料 (略) 201 脾臓用瘻孔形成補綴材留置システム (略) 【黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み】	200 放射線治療用合成吸収性材料 (略) 201 脾臓用瘻孔形成補綴材留置システム (略) 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット 1 cm²当たり24円
1307	—	上から 4 行目	(最終改正;平31. 1. 31 保医発 0131 2) 【黄色網かけはWeb追補No. 9等にて改正済み】	(最終改正;平31. 2. 28 保医発 0228 1)

頁	欄	行	変更前	変更後
1319	右	下から12行目	200 放射線治療用合成吸収性材料 (略) 201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム (略) [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	200 放射線治療用合成吸収性材料 (略) 201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム (略) 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット (1) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、関連学会の定める腹部開放管理における専用ドレッシングキットの適正使用指針に沿って使用した場合に限り、初回使用から10日を限度に5枚に限り算定できる。 (2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料(1日につき)「1」救命救命入院料1から「4」救急救命入院料4のいずれか、A301特定集中治療室管理料(1日につき)「1」特定集中治療室管理料1から「4」特定集中治療室管理料4のいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上期間又はA302新生児特定集中治療室管理料(1日につき)「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。 (3) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットを使用した場合は、処置開始日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (4) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、保護レイヤ部分の面積に基づいて算定する。

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの
 情報提供、その他審議会などの情報をお知らせ
 します。どうぞご利用ください。